

波佐見町国土強靱化地域計画



令和5年8月改訂

長崎県波佐見町

目 次

序 章 国土強靱化の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨..... P. 1
2. 計画の位置付け..... P. 1

第 1 章 波佐見町の概要

1. 本町の地域特性..... P. 2
2. 本町における過去の災害..... P. 3
3. 本町に被害を及ぼすと想定される災害..... P. 5

第 2 章 波佐見町の地域強靱化に向けた基本目標等

1. 基本目標..... P. 6
2. 事前に備えるべき目標..... P. 6
3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定..... P. 7

第 3 章 脆弱性評価

1. 想定するリスク..... P. 9
2. 脆弱性評価..... P. 9

第 4 章 地域強靱化の推進方針

1. 強靱化を推進する上での基本的な方針..... P. 27
2. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針..... P. 28

第 5 章 計画の推進

1. 本計画の推進..... P. 56
2. 本計画の見直し..... P. 56

別表 1：個別事業一覧..... P. 57

別表 2：関連事業一覧..... P. 58

序章 国土強靱化の基本的な考え方

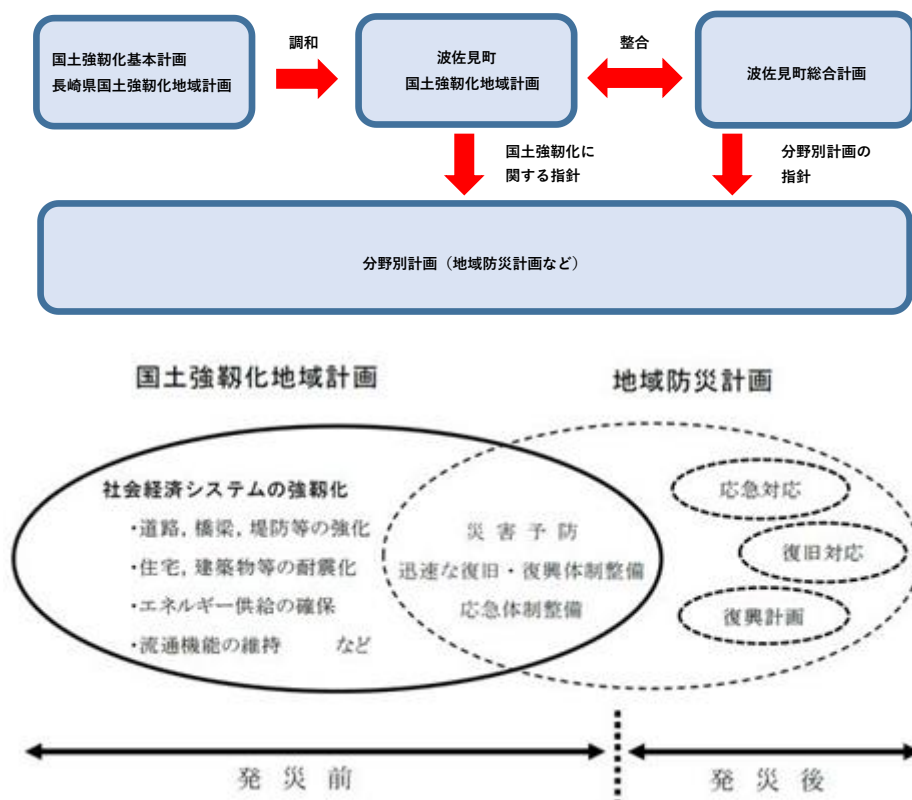
1. 計画策定の趣旨

我が国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、長崎県においては、平成27年（2015年）12月に「長崎県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、平成29年（2017年）12月には第一回目の改訂を行ったところである。

波佐見町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本町の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

2. 本計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、本町の総合計画との整合を図りながら、地域防災計画書をはじめとする各分野別計画の指針となるものである。



第1章 波佐見町の概要

1. 本町の地域特性

(1) 位置・地形

本町は、長崎県のほぼ中央、東彼杵郡の北部に位置し、東は武雄市、嬉野市に、北は佐賀県有田町、西は佐世保市、南は川棚町に接し、東西10.5km、南北7.0km、周囲33km、総面積は56.0km²で、耕地19.8%、宅地3.9%、山林原野64.4%、道路河川その他となっている。

南を虚空蔵山系に、北東を神六山系に、西を弘法岳山系の100～500mの山岳に囲まれ、町内いたるところに100～300mの山々が起伏している。

町の中央を北東から南南西にのびる川棚川に沿い、それぞれ平坦部を形成し、やや密集した集落が連なり、水田が耕されている。

山林は、傾斜地に拓かれた畑地帯から山頂に達して町全体を囲み森林資源地帯を形成している。

地質は第3紀層丘陵と石英粗面岩類の山地がいたるところに散在起伏し、沖積層平坦部がその間に入り込み複雑な地形をなしている。



(2) 気象概況

本町の平均気温は17℃内外で、比較的温暖で寒冷の差が少なく、年間降水量1,800mm前後である。6～7月の梅雨の時期、梅雨前線がしばしば活性化し、大雨または集中豪雨が、初夏から秋にかけて台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨に見舞われることがある。また、冬期における降雪量は少ない。

(3) 人口（将来推計）

本町の人口は、平成7年から平成27年までの長期的な人口推移を国勢調査でみると、平成7年の15,565人から総人口はゆるやかに減少している。将来の人口は、今後も減少が続くものとみられ、波佐見町人口ビジョン（令和2年（2020年）3月改定）において、令和42年（2060年）には、現在の約7割以下の9,467人まで減少すると国立社会保障人口問題研究所は予測している。

また、内訳をみると、年少人口は年々減少し、平成7年からの20年間で1,084人の減少となっている。一方、高齢者人口は増加傾向にあり、同比較で1,613人の増加となっている。このことから、波佐見町では少子高齢化の状況がみられる。また、子育て世代の中心となる生産年齢人口も年々減少し、両世代を支える子育て世代への負担は年々増加傾向である。

2. 本町における過去の災害

西暦及び元号	種 類	被害の概要
1952 年 (昭和 27 年)	豪雨	中尾郷月の谷山が数日來の降雨のため地盤がゆるみ高さ 100m 幅 70m の土砂が土石流となって流出した 住家全壊 10 棟、半壊 2 棟、死者 18 名、傷者 9 名
1962 年 (昭和 37 年)	集中豪雨	被害総額 1 億円
1967 年 (昭和 42 年)	集中豪雨	被害総額 5 億円 住家一部破損 16 戸、床上浸水 60 戸、床下浸水 625 戸
1967 年 (昭和 42 年)	大干ばつ	被害総額 2 億 3,000 万円
1968 年 (昭和 43 年)	豪雪	被害総額 3 億 5,000 万円
1978 年 (昭和 53 年)	台風 18 号	被害総額 1 億 3,000 万円
1979 年 (昭和 54 年)	集中豪雨	被害総額 1 億 3,000 万円 床下浸水 50 戸、農林災害 96,700 万円 公共土木災害 28,150 万円
1980 年 (昭和 55 年)	集中豪雨	被害総額 3 億 3,300 万円 住家一部損壊 4 戸、床上浸水 25 戸、床下浸水 170 戸
1982 年 (昭和 57 年)	集中豪雨	被害総額 1 億 700 万円 農地 3.86ha、農業用施設 31 箇所、林業 5 箇所
1984 年	台風 10 号	被害総額 1 億 5,300 万円

(昭和 59 年)		
1987 年 (昭和 62 年)	台風 12 号	被害総額 2 億 9,000 万円 住家一部損壊 2,050 戸
1990 年 (平成 2 年)	集中豪雨	被害総額 56 億 3,000 万円 住家全壊 3 戸、半壊 1 戸、一部損壊 26 戸、床上浸水 65 戸、床下浸水 225 戸
1991 年 (平成 3 年)	梅雨前線集中豪雨	被害総額 1 億 1,030 万円
1991 年 (平成 3 年)	台風 9 号	被害総額 2 億 8,530 万円 住家一部損壊 230 戸
1991 年 (平成 3 年)	台風 17 号	被害総額 2 億 250 万円 床下浸水 22 戸
1993 年 (平成 5 年)	梅雨前線豪雨	被害総額 1 億 1,570 万円
1995 年 (平成 7 年)	梅雨前線	被害総額 2 億 3,359 万円
1997 年 (平成 9 年)	台風 8 号及び豪雨	被害総額 1 億 2,394 万円
1999 年 (平成 11 年)	梅雨前線豪雨	被害総額 8,404 万円
2000 年 (平成 12 年)	豪雨	被害総額 5,165 万円
2003 年 (平成 15 年)	台風 6 号及び豪雨	被害総額 6,218 万円
2016 年 (平成 28 年)	梅雨前線豪雨及び 豪雨、台風 16 号	被害総額 9,263 万円
2018 年 (平成 30 年)	梅雨前線豪雨及び 台風 7 号	被害総額 6,454 万円
2021 年 (令和 3 年)	豪雨及び秋雨前線	被害総額 8 億 3,059 万円

3. 本町に被害を及ぼすと想定される災害

本計画において想定する大規模自然災害は、本町が有する地勢や気候等の特性を鑑み、以下のような町内全域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とします。

(1) 大雨・豪雨

本町は前線活動の活発化、特に梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過する時や、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込む時大雨となることが多く、洪水、浸水害、土砂災害等の被害が発生することがある。また、近年の線降水帯による降雨の局地化、長時間化に対する備えも必要となっている。

(2) 台風

本町は台風の常襲地域であり、接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受けてきましたが、台風周辺には活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらし、洪水、浸水害、土砂災害等の被害が発生することがある。また、今後これまで以上の猛烈な台風の出現頻度が高くなることが予想される。

(3) 地震

本町を含む県北部は比較的地震活動が穏やかなところだが、周辺（県外含む）で過去にはM6～7の地震が発生しており、地震動、液状化、斜面・建物崩壊、火災等による物的・人的被害が想定される。



平成2年7月集中豪雨
岳辺田郷万年橋付近



平成2年7月集中豪雨
湯無田郷中通付近

第2章 波佐見町の地域強靱化に向けた基本目標等

1. 基本目標

本町の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討を行うことが重要である。大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念や国基本計画及び県地域計画を踏まえ、4つの基本目標を設定する。

- ①町民の生命を守ること。
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化すること。
- ④迅速な復旧復興を可能にすること。

2. 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ①人命の保護が最大限図られる。
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- ③必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
- ⑤経済活動（サプライチェーン※¹を含む）を機能不全に陥らせない。
- ⑥生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

※1 サプライチェーン 個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながり。

3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

8つの事前に備えるべき目標に対し、本町の地域と特性等を踏まえ、その妨げとなる30のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。また、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下の9つを設定する。

【施策分野】

- | | | |
|-----------------|--------|-----------|
| ① 行政機能・消防・防災教育 | ② 住宅 | ③ 保健医療・福祉 |
| ④ 物資・エネルギー・情報通信 | ⑤ 産業 | ⑥ 交通・物流 |
| ⑦ 農林 | ⑧ 国土保全 | ⑨ 環境 |

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標			リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
Ⅰ 町民の生命を守ること	1	人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死者の発生
			1-3	台風・集中豪雨等の異常気象による浸水被害の発生
			1-4	土砂災害等による多数の死者の発生
			1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
Ⅱ 町及び社会の重要な機能が致命的な打撃を回避し維持されること	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地域における疫病・感染症等の大規模な発生
Ⅲ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化すること	3	必要不可欠な行政機能を確保する	2-6	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
			3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
Ⅳ 迅速な復旧復興を可能にすること	4	必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
			4-2	防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
	5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
			5-2	主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
			5-3	食料等の安定供給の停滞

	6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や燃料、LP ガスサプライチェーン等の機能停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	大規模火災の発生
			7-2	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-3	有害物質の大規模拡散による被害の拡大
			7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-5	風評被害等による町内経済への甚大な影響
	8	社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-4	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

第3章 脆弱性評価

1. 想定するリスク

長崎県において被害が発生した災害や、国基本計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本計画が想定するリスクは本町において想定される大規模自然災害全般とする。

2. 脆弱性評価

30のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対し、現時点で取組んでいる施策を踏まえ、各施策の取組状況や不足する施策の有無等の課題を整理し、脆弱性を総合的に分析・評価した。

リスクシナリオごとの脆弱性評価を下記に示す。

-----人命の保護が最大限図られる-----

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識を高めるため、更なる啓発が必要である。 ➤ 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。 【住宅】 ➤ 学校施設等の外壁・内壁等の劣化現状の把握、危険部位改修計画の策定が必要である。 ➤ 耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する必要がある。 ➤ 本町が保有する公共施設(建築物)は56施設であり、耐震性能に劣る1981年以前に建設された施設(旧耐震設計)が3割程度となる。学校教育系施設や公営住宅については補修工事等の耐震性の改善を実施済み又は実施中であるが、建設以降手を加えていない施設もある。それらについては適切なマネジメントを行い、今後の整備を検討する必要がある。 ➤ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置及び安全性が確認できてい	

ない。

➤ 町内の空き家は徐々に増加しており、このうち老朽危険空き家については、地域の防災や防犯に不安を与えているため、所有者への適切な維持管理を促す仕組みが必要である。

【保健医療・福祉】

➤ 自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

➤ 私立の保育所等や私立の高齢者施設等について耐震化未実施の施設があるため、地震時の安全性確保ができていない。また、外壁・内壁等の現状の把握をし、危険部位の改修が必要である。

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死者の発生
【行政機能・消防・防災教育】	
➤ 【再掲】大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識を高めるため、更なる啓発が必要である。	
➤ 【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。	
【住宅】	
➤ 感震ブレーカーの認知度および設置状況については低い状況であり、必要性を啓発する必要がある。	
【保健医療・福祉】	
➤ 【再掲】自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。	

1-3	台風・集中豪雨等の異常気象による浸水被害の発生
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「波佐見町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、長崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る必要がある。 ➤ 【再掲】 大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識を高めるため、更なる啓発が必要である。 ➤ 【再掲】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。 【保健医療・福祉】 ➤ 【再掲】 自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。 【国土保全】 ➤ 近年の気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあるため、河川改修の推進や河川の浚渫を実施し、継続的な水防活動を行う必要がある。 ➤ 気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して防災・減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。	

1-4	土砂災害等による多数の死者の発生
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 【再掲】 避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「波佐見町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、長崎地方気象台等関係機関との	

連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る必要がある。

➤【再掲】大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識を高めるため、更なる啓発が必要である。

➤【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【保健医療・福祉】

➤【再掲】自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

【農林】

➤ 人命・財産への影響のあるため池における「ため池ハザードマップ」の作成をするとともに、マップの周知を図る必要がある。また、豪雨・地震等による決壊のおそれがあるため池の対策を進める必要がある。

【国土保全】

➤ 山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区等における治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

➤ 本町は山間地が多く、土砂災害危険箇所も数多く抱えることから、土砂災害危険個所の指定促進と土砂災害ハザードマップを用いた危険個所の周知を進めるとともに、急傾斜地崩壊対策や土砂災害防止対策を推進していく必要がある。

1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
【行政機能・消防・防災教育】	
➤ 全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。また、防災行政無線のデジタル化へ向けた整備を図る必要がある。	

➤【再掲】避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「波佐見町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、長崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る必要がある。

➤【再掲】大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識を高めるため、更なる啓発が必要である。

➤【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【保健医療・福祉】

➤【再掲】自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

【産業】

➤ 本町では約100万人/年(R1観光統計)の観光客が訪れる。大規模地震等を想定した人命の保護を最大限図るためには、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。

-----救助・救急、医療活動等が迅速に行われる-----

2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
【行政機能・消防・防災教育】	
➤ 大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。	
➤ 大規模災害における活動拠点の拠点機能を発揮するために必要な資機材を整備しておく必要がある。	
➤ 大規模災害発生時には、応急対策業務等により庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。応援協定等による支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側・受援側である関係機関との連携や応援・受援体制の充実が必要である。	

➤ 生活必需品の備蓄は町民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、計画的な備蓄を進める必要がある。

➤ **【再掲】** 大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識を高めるため、更なる啓発が必要である。

【住宅】

➤ 水道施設については、波佐見町水道ビジョンに基づき計画的な更新及び耐震化を推進する必要がある。

【交通・物流】

➤ 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害されるおそれがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 【再掲】 大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識を高めるため、更なる啓発が必要である。 ➤ 【再掲】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。 【住宅】 ➤ 過疎化や人口減少に伴う、住居区域の空洞化は地域コミュニティの衰退を招き、災害時の協力や災害後の復旧・復興活力が失われるおそれがある。また、過疎地域のほとんどが災害のおそれがある区域であり、災害時に孤立する可能性が高い。都市計画を行う上での防災・減災対策として、居住や都市の生活を支える機能(医療・福祉・商業、公共交通等)の誘導・再編による災害に強いまちづくりを行う必要がある。	

➤ 地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。

【物資・エネルギー・情報通信】

➤ 大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。

【交通・物流】

➤ 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、県道・町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策が必要である。

➤ 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害されるおそれがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

2-3

警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

【行政機能・消防・防災教育】

➤ 消防体制の整備等を進めているが、引き続き施設整備、消防団員等の教育・訓練、確保等の取組を進める必要がある。

➤ 【再掲】大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。

【保健医療・福祉】

➤ 大規模災害が発生した場合、被災地が広範囲に及ぶことから、消防援助隊、自衛隊・警察、災害派遣医療チーム(DMAT)など関係機関の応援を迅速かつ円滑に受入れる必要がある。

【交通・物流】

➤ 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害されるおそれがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの手断による医療機能の麻痺
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 【再掲】 大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。 【住宅】 ➤ 大規模災害時に緊急輸送道路等の建築物が倒壊した場合、通行障害による救助、救急、支援の遅延や手断のおそれがある。大規模地震に対応する耐震化が進んでいない建築物の耐震化を促進する必要がある。 【保健医療・福祉】 ➤ 【再掲】 大規模災害が発生した場合、被災地が広範囲に及ぶことから、消防援助隊、自衛隊・警察、災害派遣医療チーム(DMAT)など関係機関の応援を迅速かつ円滑に受入れる必要がある。 【交通・物流】 ➤ 【再掲】 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害されるおそれがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。	

2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生
【住宅】 ➤ 町の下水道施設(処理場、主要な管渠等)は地震動に対応しているが、被災による下水道施設の機能停止は疫病・感染症の要因になるおそれがあるため、施設の適切な維持管理を推進する必要がある。また、波佐見町下水道 BCP に基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。 【保健医療・福祉】 ➤ 避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から感染症予防や衛生対策を推進する必要がある。	

2-6	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
	【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、避難所に配備する避難所運営マニュアルの運用と避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。 ➤ 大規模災害により避難所が使用不能になる事態や町民の命を守るため、避難所施設の機能強化を図る必要がある。災害時の避難所として役割を果たしている学校施設の防災機能（トイレ整備、エアコン設置等）が必要である。 ➤ 大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容できない事態が発生するおそれがある。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、県市町村相互応援協定等に基づき県内市町村間において広域的な避難に関する連携の取組を促進していく必要がある。 ➤ 【再掲】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。 【住宅】 ➤ 【再掲】 地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。 【保健医療・福祉】 ➤ 避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の避難者の健康対策についても検討する必要がある。 ➤ 本町における要配慮者の避難先である福祉避難所は、現在3箇所であり大規模災害などの長期にわたる避難所生活には対応できないおそれがあるため、福祉避難所の確保を推進する必要がある。 【物資・エネルギー・情報通信】 ➤ 【再掲】 大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状

況確認が困難になる。

-----必要不可欠な行政機能を確保する-----

3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 波佐見町業務継続計画(BCP)の運用により、大規模災害が発生した場合の行政機能の維持を図る必要がある。また、必要に応じた BCP の見直しを行う必要がある。 ➤ 大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な防災無線を使用するために、庁舎の非常用電源設備等について整備が必要である。 ➤ 大規模災害時には、本町の被災情報と物的ニーズを県災害対策本部に迅速かつ確実に報告する必要があり、県と連携した情報共有の推進を図る必要がある。 ➤ 【再掲】大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。 ➤ 【再掲】大規模災害発生時には、応急対策業務等により庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性がある。応援協定等による支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側・受援側である関係機関との連携や応援・受援体制の充実が必要である。 【住宅】 ➤ 【再掲】本町が保有する公共施設(建築物)は56施設であり、耐震性能に劣る1981年以前に建設された施設(旧耐震設計)が3割程度となる。学校教育系施設や公営住宅については補修工事等の耐震性の改善を実施済み又は実施中であるが、建設以降手を加えていない施設もある。それらについては適切なマネジメントを行い、今後の整備を検討する必要がある。	

-----必要不可欠な情報通信機能を確保する-----

4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 【再掲】大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な防災	

無線を使用するために、庁舎の非常用電源設備等について整備が必要である。

【物資・エネルギー・情報通信】

➤ 電力・通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。

➤ 情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電力・通信事業者との連携を図り、応急活動体制の整備を検討する必要がある。

4-2

防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態

【行政機能・消防・防災教育】

➤ 災害発生時に確実な情報伝達が行われるよう、防災行政無線をはじめとした情報提供手段の多様化を確実に推進する必要がある。

➤ **【再掲】** 全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。また、防災行政無線のデジタル化へ向けた整備を図る必要がある。

➤ **【再掲】** 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

———経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない———

5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下

【産業】

➤ 大規模災害が発生した場合、多くの企業が倒産や事業の縮小などに追い込まれるおそれがある。また、直接の地震被害を受けていない会社でも、サプライチェーンの影響を受ける等の二次的被害も想定される。企業のBCP策定は災害後の復旧・復興に大きく影響するため、特に資本の小さい中小企業についてはBCP策定を促進する必要がある。

➤ 被災による企業の復旧・復興の遅れは地域の衰退に繋がるおそれがある。被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう、県や関係金融機関等と連携し

た取組が必要である。

【交通・物流】

➤ 本町にアクセスする道路は、高速道路、県道、町道となっており、老朽化や防災対策を促進する必要がある。

➤ 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害されるおそれがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。

5-2	主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
【住宅】 ➤ 【再掲】大規模災害時に緊急輸送道路等の建築物が倒壊した場合、通行障害による救助、救急、支援の遅延や途絶のおそれがある。大規模地震に対応する耐震化が進んでいない建築物の耐震化を促進する必要がある。	
【交通・物流】 ➤ 【再掲】本町にアクセスする道路は、高速道路、県道、町道となっており、老朽化や防災対策を促進する必要がある。 ➤ 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害されるおそれがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	

5-3	食料等の安定供給の停滞
【産業】 ➤ 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者等における連携・協力体制について検討する必要がある。	
【交通・物流】 ➤ 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策が必要	

である。

【農林】

➤ 本町の基幹産業である第一次産業の被災は、地域の衰退や食糧供給の停滞に繋がるおそれがある。災害時においても経済活動が継続されるよう産業基盤の強化が必要である。

➤ 【再掲】 人命・財産への影響のあるため池における「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊のおそれがあるため池の対策を進める必要がある。

-----生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る-----

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、LP ガスサプライチェーン等の機能停止
【物資・エネルギー・情報通信】	
➤ エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス、小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。	
【産業】	
➤ 【再掲】 大規模災害が発生した場合、多くの企業が倒産や事業の縮小などに追い込まれるおそれがある。また、直接の地震被害を受けていない会社でも、サプライチェーンの影響を受ける等の二次的被害も想定される。企業の BCP 策定は災害後の復旧・復興に大きく影響するため、特に資本の小さい中小企業については BCP 策定を促進する必要がある。	

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
【住宅】	
➤ 【再掲】 水道施設については、波佐見町水道ビジョンに基づき計画的な更新及び耐震化を推進する必要がある。	
【国土保全】	
➤ 限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。	

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
【住宅】 ➤ 【再掲】 町の下水道施設(処理場、主要な管渠等)は地震動に対応しているが、被災による下水道施設の機能停止は疫病・感染症の要因になるおそれがあるため、施設の適切な維持管理を推進する必要がある。また、波佐見町下水道 BCP に基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。 【環境】 ➤ 大規模災害による、ごみ収集・汚水処理施設等が被災した場合、収集の遅れや施設の処理の停滞などが想定されるため、災害時のごみ収集・し尿処理体制を構築する必要がある。	

6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
【住宅】 ➤ 【再掲】 大規模災害時に緊急輸送道路等の建築物が倒壊した場合、通行障害による救助、救急、支援の遅延や途絶のおそれがある。大規模地震に対応する耐震化が進んでいない建築物の耐震化を促進する必要がある。 【交通・物流】 ➤ 【再掲】 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、県道・町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策が必要である。	

———制御不能な二次災害を発生させない———

7-1	大規模火災の発生
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 【再掲】 大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識を高めるため、更なる啓発が必要である。 ➤ 【再掲】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。	

【住宅】

➤ **【再掲】** 感震ブレーカーの認知度および設置状況については低い状況であり、必要性を啓発する必要がある。

7-2

防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【住宅】

➤ **【再掲】** 大規模災害時に緊急輸送道路等の建築物が倒壊した場合、通行障害による救助、救急、支援の遅延や途絶のおそれがある。大規模地震に対応する耐震化が進んでいない建築物の耐震化を促進する必要がある。

【農林】

➤ **【再掲】** 人命・財産への影響のあるため池における「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊のおそれがあるため池の対策を進める必要がある。

【国土保全】

➤ **【再掲】** 山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区等における治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

7-3

有害物質の大規模拡散による被害の拡大

【産業】

➤ 地震による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

【環境】

➤ 大規模自然災害による有害物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、平時から県などの関係機関と連携を強化し体制を構築する必要がある。

7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
【住宅】 ➤ 【再掲】 地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。 【農林】 ➤ 適切に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがある。そのため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。 ➤ 農地については、高齢化等による担い手不足から地域の共同活動による保全管理が困難となりつつある。また、農林業被害(鳥獣等)による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が懸念されるため、総合的な対策を推進する必要がある。 ➤ 【再掲】 本町の基幹産業である第一次産業の被災は、地域の衰退や食糧供給の停滞に繋がるおそれがある。災害時においても経済活動が継続されるよう産業基盤の強化が必要である。 ➤ 【再掲】 人命・財産への影響のあるため池における「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊のおそれがあるため池の対策を進める必要がある。	

7-5	風評被害等による町内経済への甚大な影響
【産業】 ➤ 災害後の安全性への不安により旅行等を控える観光客への対策として、ホテル・交通等の県内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討する必要がある。	

-----社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する-----

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【交通・物流】 ➤ 【再掲】 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害されるおそれがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。 【環境】 ➤ 災害廃棄物の処理において近隣自治体及び廃棄物関係団等と相互協力を図り、迅速な処理体制の構築・維持をしていく必要がある。	

8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 【再掲】 大規模災害発生時には、応急対策業務等により庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。応援協定等による支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側・受援側である関係機関との連携や応援・受援体制の充実が必要である。 【住宅】 ➤ 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の要請を確実に行う必要がある。 ➤ 【再掲】 地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。 【交通・物流】 ➤ 【再掲】 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害されるおそれがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	

8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 【再掲】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。 【住宅】 ➤ 大規模災害の発生に備え、仮設住宅用地となりうる候補地を選定しているが、すぐに建設可能な土地であるかの確認が必要である。また、災害時の応急仮設住宅を確保する必要がある。 ➤ 【再掲】 地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。 【保健医療・福祉】 ➤ 被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区は現状ないが、今後も充足率100%を目指す必要がある。	

8-4	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
【行政機能・消防・防災教育】 ➤ 罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながる。本町において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、発行体制の整備に加え、他の市町村や県による応援の受入体制構築を図る必要がある。 【住宅】 ➤ 【再掲】 大規模災害の発生に備え、仮設住宅用地となりうる候補地を選定しているが、すぐに建設可能な土地であるかの確認が必要である。また、災害時の応急仮設住宅を確保する必要がある。 【保健医療・福祉】 ➤ 被災者生活支援措置(被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金、災害見舞金等)を迅速かつ円滑に実施する必要がある。	

第4章 地域強靱化の推進方針

1. 強靱化を推進する上での基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ・強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。
- ・地域間連携の強化による相互応援体制の構築を推進する。

(2) 効率的かつ効果的施策の推進

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組合せ、効果的に施策を推進する。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。
- ・「自助」「共助」及び「公助」を適切に組合せ、国、県、民間事業者、町民と連携・協力しながら強靱化を推進する。
- ・社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資本の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を削減し、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を推進する。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

2. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	推進方針	所管する組織
1 人命の保護が最大限図られる	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化及び予防保全	建設課
		公共施設の耐震化	建設課、 税務財政課 、教育委員会
		社会福祉施設の耐震化	子ども・健康保健課、長寿支援課
		大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策	建設課
		空き家の解体除却	総務課、建設課、 企画情報課
		安心・安全につながる住環境の向上	建設課
		町民の防災意識の啓発	総務課
		自主防災組織等の活性化促進	総務課
		避難行動要支援者対策の促進	住民福祉課
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死者の発生	住宅の地震予防対策	総務課
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課
		【再】避難行動要支援者対策の促進	住民福祉課
	1-3 台風・集中豪雨等の異常気象による浸水被害の発生	河川改修事業の促進と水防活動の実施	総務課、建設課
		排水能力の低い地区の水路整備や面的整備事業の推進	建設課
		避難情報の的確な発令	総務課
		水防災意識社会の再構築	総務課、建設課
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課

		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課
		【再】避難行動要支援者対策の促進	住民福祉課
	1-4 土砂災害等による多数の死者の発生	治山事業の推進	農林課
		土砂災害危険箇所の周知と対策	総務課、建設課
		農業用ため池の防災対策	農林課
		【再】避難情報の的確な発令	総務課
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課
		【再】避難行動要支援者対策の促進	住民福祉課
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	災害情報の迅速・適格な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化	総務課
		【再】避難情報の的確な発令	総務課
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課
		【再】避難行動要支援者対策の促進	住民福祉課
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	上水道施設等の耐震化	水道課
		支援の受入れ体制の構築	総務課
		災害時活動拠点の整備	総務課
		自治体間の応援体制の構築	総務課
		食料・飲料水等の備蓄体制の構築	総務課
		緊急輸送等のための交通インフラの確保	総務課、建設課、農林課
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課
		道路の整備と防災対策	建設課、農林課

	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	農林課
		避難施設における通信整備の確保	総務課
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課
		【再】緊急輸送等のための交通インフラの確保	総務課、建設課、農林課
	2-3 警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	消防の強化と充実	総務課
		【再】支援の受入れ体制の構築	総務課
		【再】緊急輸送等のための交通インフラの確保	総務課、建設課、農林課
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的な不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	【再】支援の受入れ体制の構築	総務課
		【再】緊急輸送等のための交通インフラの確保	総務課、建設課、農林課
	2-5 被災地域における疫病・感染症等の大規模な発生	下水道施設の維持管理と下水道 BCP の運用	水道課
		被災地における感染症予防・衛生対策	子ども・健康保健課、住民福祉課
	2-6 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	避難所における生活環境の改善	総務課
		避難所の機能強化	総務課、教育委員会
		広域避難対策	総務課
		避難者の健康対策	総務課、子ども・健康保健課
		福祉避難所の整備	総務課、住民福祉課
		【再】避難施設における通信設備の	総務課

		確保	
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	波佐見町 BCP の運用・見直し	総務課
		電力供給遮断時の電力確保	総務課
		県災害対策本部との連携強化	総務課
		防災拠点の機能強化	総務課
		【再】公共施設の耐震化	建設課、 税務財政課 、教育委員会
		【再】支援の受入れ体制の構築	総務課
		【再】自治体間の応援体制の構築	総務課
4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	電力・通信事業者における災害対策	総務課
		情報インフラの確保対策	総務課
		【再】電力供給遮断時の電力確保	総務課
	4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態	同報系防災行政無線の整備	総務課
		【再】災害情報の迅速・適格な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化	総務課
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課
5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	企業の BCP 策定の促進	総務課
		被災中小企業等の再建支援	総務課
		町道の定期的な点検・整備	建設課
	5-2 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	【再】町道の定期的な点検・整備	建設課
		幹線道路等の情報共有体制整備	建設課
	5-3 食料等の安定供給の停滞	備蓄物資の救急体制の強化	総務課
		【再】緊急輸送等のための交通イン	総務課・建設課・農林課

		フラの確保	
		農業生産の確保	農林課
		農地農業用施設の保全	農林課
		【再】農業用ため池等の防災対策	農林課
6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や燃料、LP ガスサプライチェーン等の機能停止	再生可能エネルギーの導入・促進	総務課、農林課
		【再】企業のBCP策定の促進	総務課
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	健全な水環境の維持・回復	農林課
		【再】上水道施設等の耐震化	水道課
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	ごみ収集・汚水処理施設の対策、合併処理浄化槽の設置推進	住民福祉課、水道課
		【再】下水道施設の維持管理と下水道BCPの運用	水道課
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	【再】道路の整備と防災対策	建設課、農林課
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 大規模火災の発生	消防団員の安全確保	総務課
		【再】住宅の地震予防対策	総務課
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課
	7-2 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	【再】治山事業の推進	農林課
		【再】農業用ため池等の防災対策	農林課
		耐震化の促進	建設課
	7-3 有害物質の大規模拡散による被害の拡大	危険物保管施設及び高圧ガス整備等の安全確保	総務課

		有害物質拡散・流出の防止対策	住民福祉課
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	森林整備の推進	農林課
		鳥獣被害防止対策の推進	農林課
		【再】農業生産の確保	農林課
		【再】農地農業用施設の保全	農林課
		【再】農業用ため池等の防災対策	農林課
		【再】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	農林課
	7-5 風評被害等による町内経済への甚大な影響	観光客誘致対策	商工観光課
8 社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理の体制整備	住民福祉課
		【再】緊急輸送等のための交通インフラの確保	総務課、建設課、農林課
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	被災建築物応急危険度判定士等の要請体制の構築	総務課
		【再】支援の受入れ体制の構築	総務課
		【再】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	農林課
		【再】緊急輸送等のための交通インフラの確保	総務課、建設課、農林課
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	民生委員・児童委員の確保	住民福祉課
		応急仮設住宅供給体制の充実	総務課、建設課
		【再】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	農林課

		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課
	8-4 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	罹災証明交付体制の確立	総務課
		被災者の生活再建支援	住民福祉課
		【再】応急仮設住宅供給体制の充実	総務課、建設課

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	住宅・建築物の耐震化及び予防保全【建設課】 耐震性が不足していると見込まれる住宅や建築物に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修計画の作成、耐震改修の支援をする。 公共施設の耐震化【建設課、財務財政課、教育委員会】 老朽化が進む公営住宅に関しては「波佐見町公営住宅長寿命化計画」に基づいた補修工事や建替えを行う（公営住宅等整備事業の推進）。学校施設等は学校施設等長寿命化計画に基づく改修について国庫補助制度等を活用しながら計画的に行う。 また、建設以降手を加えていない公共施設に関しては、整備費用が大きくなることが予想されるため、適切なマネジメントを検討する。 社会福祉施設の耐震化【子ども・健康保健課、長寿支援課】 私立の保育所等や高齢者施設等は、国庫補助制度等による財源支援について周知を図り、耐震化未実施施設に対する個別の働きかけを強化し耐震化を図る。また、外壁・内壁等については劣化状況に応じて安全性の対策を実施する。 大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策【建設課】 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。 空き家の解体除却【総務課、建設課、企画情報課】 空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、所有者による適切な管理を促すため、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。 安心・安全につながる住環境の向上【建設課】 新築、中古住宅等の取得及び改築の支援を行い、防災性等の向上を図る。 町民の防災意識の啓発【総務課】 大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。 自主防災組織等の活性化促進【総務課】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域

の拠点である自治会ごとに自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

避難行動要支援者対策の促進【住民福祉課】

避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組を推進していく。

1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

住宅の地震予防対策【総務課】

感震ブレーカーについて、普及啓発および設置推進を図る。

再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である自治会ごとに自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

再掲：避難行動要支援者対策の促進【住民福祉課】

避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組を推進していく。

1-3

台風・集中豪雨等の異常気象等による浸水被害の発生

河川改修事業の推進と水防活動の実施【総務課、建設課】

近年の気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあるため、確実かつ継続的な水防活動の実施と、必要性・緊急性を総合的に判断しながら河川改修及び河川の浚渫等を推進する。また、長崎県が示す川棚川洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップの作成・公表を推進する。

排水能力の低い地区の水路整備や面的整備事業の推進【建設課】

大雨による道路冠水等の被害が多い地区においては、関連施設の改修や新設により被害軽減を図る。

避難情報の的確な発令【総務課】

避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「波佐見町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、長崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

水防災意識社会の再構築【総務課、建設課】

気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して防災・減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。

再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である自治会ごとに自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

再掲：避難行動要支援者対策の促進【住民福祉課】

避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組を推進していく。

1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生
治山事業の推進【農林課】 山地災害危険地区に指定されている森林においては、危険地区の解消を図るため、県等と連携した治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図る。 土砂災害危険個所の周知と対策【総務課、建設課】 本町は山間地が多く、土砂災害危険箇所も数多く抱えることから、土砂災害危険個所の指定促進と土砂災害ハザードマップを用いた危険個所の周知を進める。また、危険個所の解消を図るため、県と連携した急傾斜地崩壊対策や土砂災害防止対策を推進していく。 農業用ため池の防災対策【農林課】 人命・財産への影響のあるため池に対して、県と連携した調査・点検を推進するとともに「ため池ハザードマップ」の作成を行う。また、「ため池ハザードマップ」を用いた近隣住民への周知と決壊のおそれのあるため池の整備を推進する。 再掲：避難情報の的確な発令【総務課】 避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「波佐見町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、長崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】 大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。 再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である自治会ごとに自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 再掲：避難行動要支援者対策の促進【住民福祉課】 避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組を推進していく。	

1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
災害情報の迅速・適格な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化【総務課】 全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る。また、防災行政無線のデジタル化へ向けた整備を図る。 再掲：避難情報の的確な発令【総務課】 避難指示等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「波佐見町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、長崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】 大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。 再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である自治会ごとに自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 再掲：避難行動要支援者対策の促進【住民福祉課】 避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組を推進していく。	

2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	上水道施設等の耐震化【水道課】 波佐見町水道ビジョンに基づき、計画的な更新及び耐震化を推進する。 支援の受入れ体制の構築【総務課】 大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。県が示す「長崎県災害時受援計画」を踏まえた受援計画の策定を推進する。 災害時の活動拠点の整備【総務課】 災害時の活動拠点である庁舎、公民館等の機能強化を図るため、必要な資機材等の配備を行う。 食料・飲料水等の備蓄体制の構築【総務課】 防災拠点である避難所、公的施設や備蓄倉庫で食料・飲料水の公的備蓄に努めるとともに、県と連携した計画的な備蓄を推進する。また、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分相当の食糧、飲料水、生活必需品物資を備蓄して、非常時に備えるよう、自主防災組織やホームページを通じて啓発する。 緊急輸送等のための交通インフラの確保【総務課、建設課、農林課】 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設である。高規格幹線道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路について整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。 再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】 大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
道路の整備と防災対策【建設課、農林課】 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、県道・町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。また、道路の被災が予想される箇所の定期的な巡視パトロールを実施し、実態の把握に努める。 中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化【農林課】 中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。 避難施設における通信整備の確保【総務課】 通信事業者の協定により、災害時における特設公衆電話利用のための通信回線及び電話機接続端子の設置を行い、災害時の運用を確実にこなせるよう定期的な通話試験や回線試験の実施を行う。 再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】 大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。 再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である自治会ごとに自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 再掲：緊急輸送等のための交通インフラの確保【総務課、建設課、農林課】 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設である。高規格幹線道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路について整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。	

2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
消防の強化と充実【総務課】 消防体制の強化を図るための、施設設備等の整備、消防団員の確保を行う。また、防災関係機関と相互に連携を保ちながら、消防団員等の教育・訓練を実施する。 再掲：支援の受入れ体制の構築【総務課】 大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。県が示す「長崎県災害時受援計画」を踏まえた受援計画の策定を推進する。 再掲：緊急輸送等のための交通インフラの確保【総務課、建設課、農林課】 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設である。高規格幹線道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路について整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。	

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
再掲：支援の受入れ体制の構築【総務課】 大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。県が示す「長崎県災害時受援計画」を踏まえた受援計画の策定を推進する。 再掲：緊急輸送等のための交通インフラの確保【総務課、建設課、農林課】 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設である。高規格幹線道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路について整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。	

2-5	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生
下水道施設の維持管理と下水道 BCP の運用【水道課】 下水道施設(処理場、主要な管渠等)の適切な維持管理と老朽化対策を行う。また、波佐見町下水道 BCP に基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する。 被災地における感染症予防・衛生対策【子ども・健康保健課、住民福祉課】 避難所における感染症発生防止のため、被災者の感染症予防及び消毒や害虫駆除においては平時に加え災害発生時により迅速に実施できる体制を構築する。また生活ごみやし尿の適正処理について、東彼地区保健福祉組合と連携を図って迅速に対応し、感染症の発生・蔓延防止に努める。	

2-6	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
	避難所における生活環境の改善【総務課】 避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、住民と連携した取組を推進する。 避難所の機能強化【総務課、教育委員会】 大規模災害における避難所の確保及び町民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の老朽化対策及び機能強化を促進する。また、学校は児童、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障がい者を含む地域住民が避難所として利用することから、施設の改修等を行う際にはバリアフリー対応・多目的トイレ・エアコン設置に配慮した施設・整備に努める。 広域避難対策【総務課】 大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを回避するため、県外・県内市町村と交わした協定等を基に、防災訓練、避難訓練を通じ連携体制・避難体制を強化する。 避難者の健康対策【総務課、子ども・健康保健課】 避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外の避難者の健康対策についても、県、民間団体、ボランティア等との連携による避難者の把握方法及び支援方法について検討する。 福祉避難所の整備【総務課・住民福祉課】 一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受入れるため、福祉避難所増設(公共施設を含めた複合施設)を検討する。 再掲：避難施設における通信整備の確保【総務課】 通信事業社との協定により、災害時における特設公衆電話利用のための通信回線及び電話機接続端子の設置を行い、災害時の運用を確実にできるよう定期的な通話試験や回線試験を実施する。 再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である自治会ごとに自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	波佐見町 BCP の運用・見直し【総務課】 令和元年度に策定した波佐見町業務継続計画(BCP)について、毎年度の適切な進捗管理や訓練の実施を図り、必要に応じて内容の見直しを行う。 電力供給遮断時の電力確保【総務課】 災害時に必要な庁舎の非常用電源設備については整備済みであるが、設備の建屋については耐震性が確認されていない。建屋の耐震診断を行うとともに、診断結果を踏まえた整備等を検討していく。 県災害対策本部と連携強化【総務課】 大規模災害時には、本町の被災情報と物的ニーズを県災害対策本部に迅速かつ確実に報告する必要がある、県と連携した情報共有の推進を図る。 防災拠点の機能強化【総務課】 重要な防災拠点としての安全性能基準を満たし、災害対策機能を十分に発揮できるよう新庁舎の整備を行う。電力停止時も太陽光発電、高断熱・高遮熱ガラス、クールピットシステム等を活用し、熱・寒に強い庁舎を整備する。 公共施設の耐震化【建設課、税務財政課、教育委員会】 老朽化が進む公営住宅に関しては「波佐見町公営住宅長寿命化計画」に基づいた補修工事や建替えを行う(公営住宅等整備事業の推進)。学校施設等は学校施設等長寿命化計画に基づく改修について国庫補助制度等を活用しながら計画的に行う。 また、建設以降手を加えていない公共施設に関しては、整備費用が大きくなることが予想されるため、適切なマネジメントを検討する。 再掲：支援の受入れ体制の構築【総務課】 大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。県が示す「長崎県災害時受援計画」を踏まえた受援計画の策定を推進する。

4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
電力・通信事業者における災害対策【総務課】 電力・通信事業者等における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。 情報インフラの確保対策【総務課】 国、県、電力・通信事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Jアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取組を推進する。 再掲：電力供給遮断時の電力確保【総務課】 災害時に必要な庁舎の非常用電源設備については整備済みであるが、設備の建屋については耐震性が確認されていない。建屋の耐震診断を行うとともに、診断結果を踏まえた整備等を検討していく。	

4-2	防災無線等情報伝達の中断等による災害情報が伝達できない事態
同報系防災行政無線の整備【総務課】 災害発生時に確実な情報伝達が行われるよう、情報提供手段の多様化(双方向通信、複数チャンネル化、画像・文字情報の通信、他のシステムとの連動)を図るため、同報系防災行政無線のアナログ方式からデジタル方式へ向けた整備を推進する。また公衆無線 LAN を整備し通信機能の強化を図る。 再掲：災害情報の迅速・適格な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化【総務課】 全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る。また、防災行政無線のデジタル化へ向けた整備を図る。 再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である自治会ごとに自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。	

-----経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない-----

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
	企業のBCP策定の促進【総務課】 県取組を通じて、BCP周知のためのセミナーやBCP策定に基づく中小企業に対する金融支援により、企業BCP策定の促進を図る。 被災中小企業等の再建支援【総務課】 被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう、県や関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策を行う。 町道の定期的な点検・整備【建設課】 町道の路面性状調査による舗装長寿命化について、定期的な点検と結果の見直しを随時行い、適切な管理体制を強化し、橋梁の長寿命化対策を推進する。また、自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないように、交通インフラとして主要道路の整備を推進する。
5-2	主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
	再掲：町道の定期的な点検・整備【建設課】 町道の路面性状調査による舗装長寿命化について、定期的な点検と結果の見直しを随時行い、適切な管理体制を強化し、橋梁の長寿命化対策を推進する。また、自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないように、交通インフラとして主要道路の整備を推進する。 幹線道路等の情報共有体制整備【建設課】 幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、長崎県道路メンテナンス会議における定期的な情報共有など、国県町の関係部署間の情報共有体制の構築を進める。

5-3	食料等の安定供給の停滞
備蓄物資の救急体制の強化【総務課】 町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、県と連携し、食品産業事業者や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の強化を推進する。 再掲：緊急輸送等のための交通インフラの確保【総務課、建設課、農林課】 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設である。高規格幹線道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路について整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。 農業生産の確保【農林課】 国庫事業や就農支援を積極的に活用することにより、新規就農者の確保育成に努める。また、農地集約を進めることにより農地の健全な維持を図り、生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を推進する。 農地農業用施設の保全【農林課】 本町の基幹産業である農業に関して、災害時の被害軽減や経済活動が継続されるよう農地農業用施設の整備を推進する。 再掲：農業用ため池等の防災対策【農林課】 人命・財産への影響のあるため池に対して、県と連携した調査・点検を推進するとともに「ため池ハザードマップ」の作成を行う。また、「ため池ハザードマップ」を用いた近隣住民への周知と決壊のおそれのあるため池の整備を推進する。	

-----生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る-----

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、LP ガスサプライチェーン等の機能停止
再生可能エネルギーの導入・促進【総務課、農林課】 防災拠点等におけるエネルギー供給源の多様化を検討する。また、再生可能エネルギー発電(太陽光発電設備)に取り組む中小企業等に対して、県の取組を通じた導入支援を行う。 再掲：企業のBCP策定の促進【総務課】 県の取組を通じて、BCP周知のためのセミナーやBCP策定に基づく中小企業者に対する金融支援により、企業BCP策定の促進を図る。	

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
健全な水環境の維持・回復【農林課】 豊かな水資源を保全するため、県と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努める。水源地域の水源涵(かん)養機能を維持するため、県及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する。 再掲：上水道施設等の耐震化【水道課】 水道施設については、波佐見町水道ビジョンに基づき計画的な更新及び耐震化を推進する必要がある。	

6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
ごみ収集・污水处理施設の対策、合併処理浄化槽の設置推進【住民福祉課・水道課】 大規模災害による、ごみ収集・し尿処理施設が被災した場合、収集の遅れや施設の処理の停滞などが想定されるため、近隣自治体や事業所などの相互応援体制を整備し、迅速なごみ収集・し尿処理体制の確立を図る。また、補助金制度を活用した単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進する。 再掲：下水道施設の維持管理と下水道 BCP の運用【水道課】 下水道施設(処理場、主要な管渠等)の適切な維持管理と老朽化対策を行う。また、波佐見町下水道 BCP に基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する。	

6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
再掲：道路の整備と防災対策【建設課、農林課】 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、県道・町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。また、道路の被災が予想される箇所の定期的な巡視パトロールを実施し、実態の把握に努める。	

-----制御不能な二次災害を発生させない-----

7-1	大規模火災の発生
消防団員の安全確保【総務課】 地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくために、消防団活動安全マニュアルを見直	

しするなど消防団員に対する安全対策の徹底を図る。

再掲：住宅の地震予防対策【総務課】

感震ブレーカーについて、普及啓発および設置推進を図る。

再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である自治会ごとに自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

7-2

防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

再掲：治山事業の推進【農林課】

山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るため、県等と連携した治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図る。

再掲：農業用ため池等の防災対策【農林課】

人命・財産への影響のあるため池に対して、県と連携した調査・点検を推進するとともに「ため池ハザードマップ」の作成を行う。また、「ため池ハザードマップ」を用いた近隣住民への周知と決壊のおそれのあるため池の整備を推進する。

耐震化の促進【建設課】

老朽化した公営住宅の建替えや改修を推進するとともに、民間の住宅・建築物については耐震診断、耐震改修計画の作成等を支援し、耐震化の取組を促進する。

7-3	有害物質の大規模拡散による被害の拡大
危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保【総務課】 消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、関係事業者等と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。 有害物質拡散・流出の防止対策【住民福祉課】 大規模自然災害による有害物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、平時から県などの関係機関との連携を強化し体制を構築する。	

7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
森林整備の推進【農林課】 本町では、地区ごとに経営管理権集積計画を行い、森林の公益的機能の発揮に支障を起こすおそれのある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進している。引き続き、所有者が不明な森林等の改善と森林整備を推進するため、経営管理権集積計画の適切な見直しを図る。 鳥獣被害防止対策の推進【農林課】 有害鳥獣からの被害軽減にむけて、猟友会等と連携を図りながら、各地域におけるソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。 再掲：農業生産の確保【農林課】 国庫事業や就農支援を積極的に活用することにより、新規就農者の確保育成に努める。また、農地集約を進めることにより農地の健全な維持を図り、生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を推進する。 再掲：農地農業用施設の保全【農林課】 本町の基幹産業である農業に関して、災害時の被災軽減や経済活動が継続されるよう農地農業用施設の整備を推進する。 再掲：農業用ため池等の防災対策【農林課】 人命・財産への影響のあるため池に対して、県と連携した調査・点検を推進するとともに「ため池ハザードマップ」の作成を行う。また、「ため池ハザードマップ」を用いた近隣住民への周知と決壊のおそれのあるため池の整備を推進する。 再掲：中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化【農林課】 中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。	

7-5	風評被害等による町内経済への甚大な影響
観光客誘致対策【商工観光課】 災害後の安全性への不安により旅行等を控える観光客対策として、県や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、正確な情報の発信やプロモーションを行う。	

-----社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する-----

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
災害廃棄物処理の体制整備【住民福祉課】 波佐見町地域防災計画及び災害廃棄物処理実行計画に基づき、災害廃棄物等の適正処理について事務組合と連携を図り、災害時の環境衛生の保全と早期の復興に努める。 再掲：緊急輸送等のための交通インフラの確保【総務課、建設課、農林課】 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設である。高規格幹線道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路について整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。	

8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
被災建築物応急危険度判定士等の要請体制の構築【総務課】 大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の要請について、円滑かつ迅速に要請ができるよう体制を構築する。 再掲：支援の受入れ体制の構築【総務課】 大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。県が示す「長崎県災害時受援計画」を踏まえた受援計画の策定を推進する。 再掲：中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化【農林課】 中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。 再掲：緊急輸送等のための交通インフラの確保【総務課、建設課、農林課】 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設である。高規格幹線道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路について整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。	

8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	民生委員・児童委員の確保【住民福祉課】 突発的な災害による民生委員・児童委員の不足の事態を解消するため、県が示す「長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例」及び「長崎県民生委員の定数に関する規則」に基づく、民生委員・児童委員の適正な配置を促すことにより、定数の確保に努める。また、欠員地区が生じた場合は、その解消に努める。 応急仮設住宅供給体制の充実【総務課、建設課】 大規模災害の発生に備え仮設住宅を早期に確保するため、建設候補地の事前選定および候補地の検討を行い、仮設住宅団地の確保に努める。 再掲：中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化【農林課】 中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。 再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館ごとに自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。
8-4	住宅の確保等の遅延等により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	罹災証明公布体制の確立【総務課】 罹災証明発行に関する町独自のマニュアル作成、人材育成を検討するとともに、他の市町村や県による応援の受入体制を強化する。 被災者の生活再建支援【住民福祉課】 被災者生活支援措置(被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金、災害見舞金等)の制度を通じた被災者への支援を図るとともに、内容及び手続についての円滑化や市町村間の応援体制の検討等により迅速かつ確実な実施体制の構築に努める。 再掲：応急仮設住宅供給体制の充実【総務課、建設課】 大規模災害の発生に備え仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、本町で進めている候補地の整備と積み増しの強化を図る。

【施策の指標（KPI）】

指標	現状値	目標値	リスクシナリオ NO
防災訓練の回数	0 回／年	1 回／年	1-1、1-2、1-3、 1-4、1-5、2-1、 2-2、7-1
消防団員数	312 名	330 名	1-1、1-2、1-3、 1-4、1-5、2-1、 2-2、2-3、7-1
自主防災組織編成	22 地区	継続	1-1、1-2、1-3、 1-4、1-5、2-2、 2-6、4-2、7-1、 8-3
住宅の耐震化率	—	100%	1-1、3-1、7-2
学校施設等の耐震化	100%	継続	1-1、3-1
波佐見町公営住宅長寿命化計画	策定済	継続	1-1、3-1
火災による死者数	0 名（2019 年）	継続	1-2
洪水ハザードマップ作成	L1：策定済	継続	1-3
	L2：未策定	R2 まで	
波佐見町堆積土砂管理計画	策定済	継続	1-3
土砂災害危険箇所の指定率	100%	継続	1-4
ため池ハザードマップの作成	33 箇所	R2 改訂	1-4、5-3、7-2、 7-4
防災情報提供システム個別受信機 設置数	全世帯配布	継続	1-5、4-2
受援計画の策定	未策定	R4	2-1、2-3、2-4、 8-2
災害時における協定締結数	8 団体	10 団体	2-1
災害時における飲食料、生活物資 の供給協力に関する協定数	3 団体	継続	2-1、5-3
町道の整備	別表 1 個別事業一覧		2-2、2-3、2-4、 5-3、6-4、8-1、 8-2
農道の整備	29 路線 10.2 k m	—	2-2、2-3、2-4、 5-3、6-4、8-1、 8-2
林道の整備	17 路線 33.0 k m	—	2-2、2-3、2-4、 5-3、6-4、8-1、 8-2

波佐見町橋梁長寿命化計画	策定済	継続	2-2、2-3、2-4、 5-1、5-2、5-3、 6-4、8-1、8-2
波佐見町舗装修繕計画	策定済	継続	2-2、2-3、2-4、 5-1、5-2、5-3、 6-4、8-1、8-2
消防団員の防災訓練	2 回／年	継続	2-3
下水道事業業務継続計画	策定済	継続	2-5、6-3
定期予防接種の接種率	90.1%	95%	2-5
福祉避難所の増設	3 箇所	5 箇所	2-6
学校トイレの洋式化率	40%	100%	2-6
体育館の空調機設置率	0%	25%	2-6
波佐見町業務継続計画	作成済	継続	3-1
上水道の基幹管路の耐震化	9.9 パーセント	継続	6-2
合併浄化槽設置数	1,380 基	1,440 基	6-3
消防団活動安全マニュアル	策定済	継続	7-1
災害廃棄物処理計画の策定	策定済	継続	7-3、8-1
他自治体との災害時における相互 応援協定	5 団体	6 団体	8-2
民生委員・児童委員の確保	100%	継続	8-3

1. 本計画の推進

地域強靱化は、第3章で示した30の「最悪の事態」を回避するためのリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクル（Plan：計画、Do：施策の実施、Check：結果の評価、Action：取組の見直し・改善）を繰り返すことにより、本町全体の強靱化の取組を推進する。

（PDCAプロセス）



2. 本計画の見直し

本計画においては、計画の推進に関して、長期の展望をしつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の社会情勢の変化や施策の推進状況等を考慮し、令和2年度から概ね5年ごとに計画内容を見直すこととする。

別表 1

個別事業一覧

個別事業名	事業期間	全体事業費 (万円)	リスクシナリオ NO
波佐見町橋梁長寿命化修繕計画	R2～	—	2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 5-1, 5-2, 5-3, 6-4, 8-1, 8-2
南部線（志折工区）	H28～R5	41, 000	2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 5-1, 5-2, 5-3, 6-4, 8-1, 8-2
公共施設等適正管理推進事業	H30～R9	20, 000	2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 5-1, 5-2, 5-3, 6-4, 8-1, 8-2
緊急浚渫推進事業	R2～R6	25, 729	1-3
波佐見都市計画事業西ノ原土地地区画整理事業	H9～	648, 900	1-3, 2-1, 5-1, 5-2, 6-4
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） 波佐見地区（前尾ため池、岩峠ため池、日見須ため池）	R6～	100, 000	1-4, 5-3, 7-2, 7-4
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） 波佐見 2 期地区（堂ノ巣ため池、舟倉ため池）	R7～	70, 000	1-4, 5-3, 7-2, 7-4
農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策） 狸山上廃止地区（堂ノ巣ため池）	R6～R7	2, 600	1-4, 5-3, 7-2, 7-4
農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策） 似田ノ尾廃止地区（似田ノ尾ため池）	R7～R8	3, 500	1-4, 5-3, 7-2, 7-4
農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策） 浦山廃止地区（浦山ため池）	R7～R8	1, 900	1-4, 5-3, 7-2, 7-4

別表 2

関連事業一覧

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死者の発生
1-3	台風・集中豪雨等の異常気象等による浸水被害の発生
1-4	土砂災害等による多数の死者の発生
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	■無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業） ■防災・安全交付金 ■消防防災施設整備費補助金 ■学校施設環境改善交付金 ■認定こども園施設整備交付金 ■次世代育成支援対策施設整備交付金 ■保育所等整備交付金 ■地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 ■社会福祉施設等施設整備費補助金 ■農山漁村振興交付金 ■社会資本整備総合交付金 ■空き家対策総合支援事業（空き家の除却） ■災害時拠点強靱化緊急促進事業（帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備） ■土砂災害ハザードマップ作成事業 ■住環境整備事業（住宅・建築物安全ストック形成事業） ■公営住宅長寿命化計画策定事業 ■公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な施設の改修（公営住宅建替事業等） ■空き家再生等推進事業（除却事業） ■地域住宅政策推進事業 ■公営住宅等整備事業（公営住宅の建替工事） ■公営住宅等ストック総合改善事業 ■公的賃貸住宅家賃低廉化事業 ■宅地耐震化推進事業
2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺
2-5	被災地域における疫病・感染症等の大規模な発生
2-6	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
	■無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業） ■消防防災施設整備費補助金

■学校施設環境改善交付金 ■防災・安全交付金 ■社会資本整備総合交付金 ■道路メンテナンス事業 ■災害時拠点強靱化緊急促進事業（帰宅困難者の受入拠点となる施設の整備） ■災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
■社会福祉施設等施設整備費補助金（非常用自家発電設備整備） ■防災・安全交付金 ■公営住宅等ストック総合改善事業 ■特定洪水対策等推進事業費補助金 ■特定土砂災害対策推進事業費補助 ■社会資本整備総合交付金 ■道路メンテナンス事業 ■農村漁村地域整備交付金 ■二酸化炭素排出抑制対策事業
4-1 電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
■無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業）
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
5-2 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
5-3 食料等の安定供給の停滞
■社会資本整備総合交付金 ■道路メンテナンス事業 ■農業水路等長寿命化・防災減災事業 ■強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ■鳥獣被害防止総合対策交付金 ■農山漁村振興交付金
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、LP ガスサプライチェーン等の機能停止
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
■社会資本整備総合交付金 ■道路メンテナンス事業 ■防災・安全交付金（下水道事業） ■循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）
7-1 大規模火災の発生
7-2 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-3	有害物質の大規模拡散による被害の拡大
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7-5	風評被害等による町内経済への甚大な影響
	■消防防災施設整備費補助金 ■治山事業 ■森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ■強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ■鳥獣被害防止総合対策交付金 ■農山漁村振興交付金 ■建築物耐震化事業、耐震・安心住まいづくり支援事業
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	■防災・安全交付金 ■社会資本整備総合交付金 ■道路メンテナンス事業

波佐見町国土強靱化地域計画

令和 2 年 1 2 月作成

令和 5 年 8 月改正

編集・発行

長崎県波佐見町

波佐見町役場 総務課

〒859-3791

長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地

TEL : 0956-85-2111

FAX : 0956-85-5581